

国民健康保険制度

国保は加入・脱退
～必ず14日以内に

加入の手続きが遅れると…

国保に加入した日(前の保険制度を脱退した日)までさかのぼって保険料がかかるため、1回に納める保険料が高額になります。

また、国保の保険証がない間は、医療費を一旦全額自己負担することになります。

※手続きについて詳しくは4ページへ

加入

国民健康保険(国保)

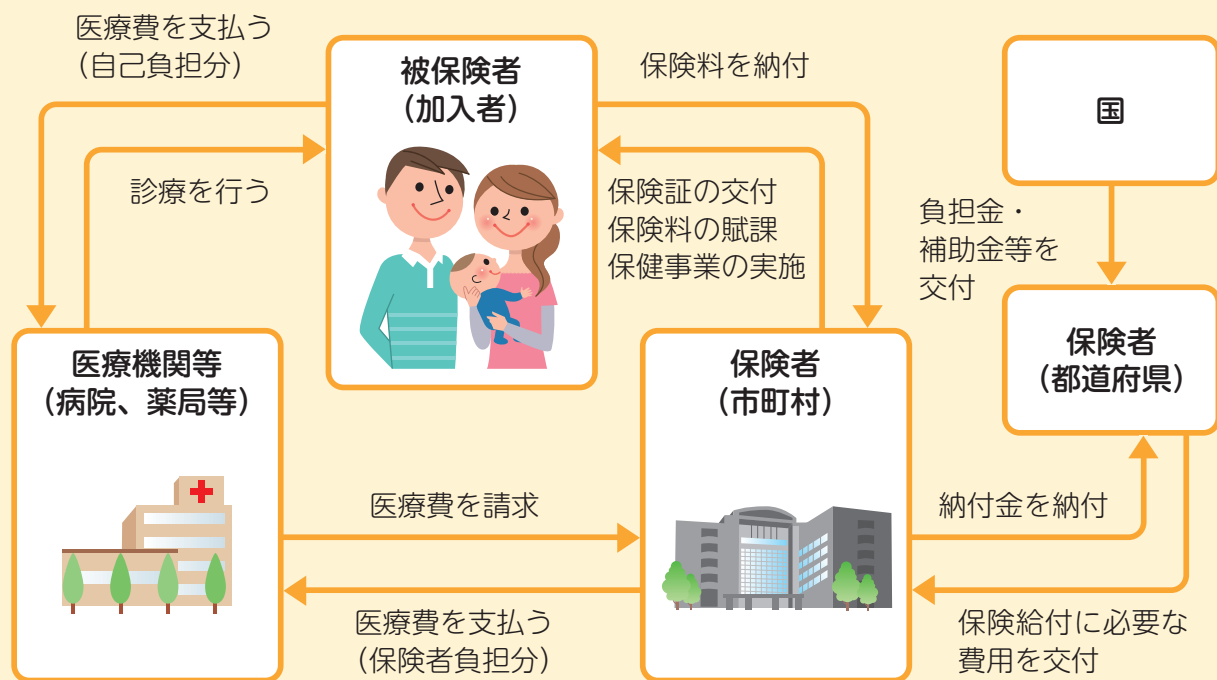
国民健康保険は世帯単位で加入し、一人一人が市町村と都道府県が保険者として運営を行って

加入する人

- ・他市区町村の国保に加入中で新潟市に転入する人
- ・自営業、農業、漁業を営む人
- ・無職、年金生活の人
- ・退職して職場の健康保険をやめた人
(※A・Bに該当しない人)
- ・パート等で職場の健康保険に加入していない人
- ・日本に住所をおき、3か月以上滞在する外国人の人
- ・生活保護を受けなくなった人

職場の健康保険(協会けんぽ、健康)
職場の健康保険には、本人(被保険者)と家族(被

国民健康保険のしくみ ～国保はこのように運営されています～



の手続きが必要です

手続きをしてください～

被保険者となる保険です。
います。

脱退する人

- ・75歳になった人
(後期高齢者医療制度 **C** に加入しますが、脱退の手続きは不要です)
- ・新潟市外に転出する人
(学生等で特例あり※詳細は8ページ)
- ・職場の健康保険に入った人
- ・家族の職場の健康保険の被扶養者になった人
- ・生活保護を受ける人

保険組合、共済組合など)

扶養者)の区分があります。

脱退

脱退の手続きが遅れると…

国保に加入したままの状態となり、保険料が請求され続けます。

また、他の保険制度に入った後に、国保の保険証を使って受診した場合は、国保が負担した医療費を返納することになります。

他の保険制度に入ったら、国保の保険証は使用しないでください。

※手続きについて
詳しくは4ページへ

A 退職前の健康保険の任意継続

職場の健康保険に一定期間以上継続して加入していた人は、退職後20日以内に申請すれば、最長2年間退職前の健康保険に継続して加入することができます。詳しくは退職前の職場の健康保険担当にお問い合わせください。

B ご家族の健康保険の被扶養者認定

職場の健康保険に加入しているご家族によって生計をたてている人は、収入等による認定基準に該当すればご家族の健康保険の被扶養者になることができます。詳しくは、職場の健康保険担当にお問い合わせください。

C 後期高齢者医療制度

75歳になる人は、誕生日より国保から脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入します。加入のための手続きは不要です。

この制度は後期高齢者医療広域連合(都道府県単位)が運営主体(保険者)となります。

※詳しくは26ページへ

保険証について

国保に加入すると、保険証(国民健康保険被保険者証)が交付されます。70歳から74歳の方は、保険証と高齢受給者証が一体化され、自己負担割合が記載された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

保険証は国保の加入者であることを証明するもので、病気やけがで医療機関等を受診するときに必要になります。正しく使用し、大切に保管しましょう。

国保は世帯単位で加入するため、世帯主の氏名も記載されます。



住所や氏名等の記載内容に間違いがないか確認しましょう。

70歳～74歳の方は、窓口負担割合が記載されます。

- ・医療機関等を受診するときは、必ず窓口で提示しましょう。
- ・保険証の貸し借りはできません。
- ・有効期限が切れたものや、コピーしたものは使用できません。
- ・紛失や破損したときは、再交付を受けましょう(手続きは4ページへ)。

保険証の有効期限

保険証の有効期限は、7月31日です。7月中旬に、8月1日から使用できる新しい保険証が送付されます(手続きは不要です)。70歳になる人は、70歳になる月(1日生まれの人は誕生月の前月)の末日までです。届かない場合は、各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)給付担当へご連絡ください。有効期限が切れた保険証は、ご自身で破棄してください。

これから75歳になる人は

75歳に到達する人の有効期限は、75歳の誕生日の前日になります。75歳からは全ての方が後期高齢者医療制度に加入します。下記の通り、令和6年12月に保険証の廃止が予定されていますが、廃止後も資格確認書等を誕生日までに郵送予定です(手続きは不要です)。

修学のために市外へ転出する人

大学や専門学校等での修学のために市外へ転出する人は、特例により、親元の新潟市国保に引き続き加入することができます(手続きは4ページへ)。

学校変更や中途退学をした場合は、各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)給付担当へ必ず申し出てください。

マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)について

マイナンバーカードが保険証として利用できます。マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルなどでの利用登録が必要です。

健康保険の切り替え手続き後、マイナポータルや医療機関等で保険証情報を確認できるまで最短で3～4日かかります。

令和6年12月2日に健康保険証の廃止が予定されています

保険証は令和6年12月2日に廃止となり、以降、新規の保険証は発行されない予定です。マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方等については、医療機関等を受診することができる資格確認書を交付する予定です(交付済みの保険証は、記載されている有効期限まで利用可能です)。